

地震保険は、 必要保険です。

火災保険だけでは、
地震・噴火またはこれらによる津波を
原因とする火災損害
(地震等により延焼・拡大した損害を含みます。)
は補償されません。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする
火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

地震保険とは

- 1 法律(「地震保険に関する法律」)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 2 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。
- 3 保険料は各社共通となっています。
- 4 利潤を一切いただかず、皆様の保険料は準備金として積み立てられています。
- 5 住まいの火災保険にセットしてご契約いただけます。地震保険のみではご契約できません。
- 6 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。

(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象になりません。)

※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行いますが、大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

